

# 契 約 書 (案)

大分県知事 佐藤 樹一郎 (以下「甲」という。) と、  
(以下「乙」という。) とは、OSS 連携システムサーバー等 (以下「機器」という。) の賃借について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 この契約は、乙がその所有する機器等を甲の使用に供し、甲が使用の対価を乙に支払うことを目的とする。

(契約対象物件等)

第 2 条 契約対象となる機器の明細及び納入場所は別添「要求仕様書」のとおりとする。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までとする。

(契約金額)

第 4 条 契約金額は、  
額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の  
円) とする。

内訳

令和 8 年度	円 (月額	円)
令和 9 年度	円 (月額	円)
令和 10 年度	円 (月額	円)
令和 11 年度	円 (月額	円)
令和 12 年度	円 (月額	円)
令和 13 年度	円 (月額	円)

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、  
円とする。

(賃料の支払い)

第 6 条 賃料の月額、  
額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の  
円) とする。ただし、解約の効果発生により、賃貸借期間の終了が月の  
中途となるときは、一月を 30 日とした日割計算 (円未満切捨) によって算定する。

2 乙は、毎月末までに前月分賃料を甲に請求するものとする。

3 甲は、乙の提出する適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該金額を乙に支払うものとする。

(管理義務)

第7条 甲は、機器等を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

(通知義務)

第8条 甲は、機器等について盗難、滅失、棄損等の事故が発生した場合は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報。

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの。

2 甲及び乙は、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、甲の書面による承諾なしに、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。

(設置設定)

第12条 乙は、機器等を使用可能な状態で設置するとともに運用可能な状態に設定するため専門技術を持つ要員を確保しなければならない。

2 乙は、機器等を納入後、前項の要員により、直ちに機器等の設置及び設定の措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。

(設置設定方法)

第13条 前条に定める措置の方法は、別添「設置・設定作業条件書」のとおりとする。

(保守)

第14条 乙は、機器等の正常な運用を保持するため、万一の故障、障害に速やかに対処できるよう専門技術を持つ保安員を確保しなければならない。

2 乙は、機器等の故障、障害により、甲の業務の遂行に支障を生じたときは、直ちに甲の業務の遂行に必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、措置に要する費用は乙の負担とする。ただし、機器等の故障、障害が甲の責に帰するものであるときはこの限りではない。

4 乙は、甲のインターネット環境（インターネット分離）による社内ネットワークを利用したりリモート保守は行わないものとする。

(保守方法)

第15条 前条に定める措置の方法は、別添「保守条件書」のとおりとする。

(動産総合保険)

第16条 乙は、機器等に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、動産総合保険約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払い義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 相手方がこの契約を履行しないとき、又は履行しないおそれがあるとき。

(2) 天災その他甲又は乙の責に帰することができない事由により、この契約を履行することができなくなったとき。

(3) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(4) 本業務を処理するために乙が取り扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰す

べき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号によりこの契約を解除した場合、解除により被った損害を相手方に対し請求することができる。

(機器の返還)

第18条 この契約を終了又は解除するときは、甲において電磁的記録媒体を取出し、磁気情報を消去の上、処分するものとする。

2 その他の機器等の返還に要する荷造り及び運送の費用は、乙が負担するものとする。

(特約事項)

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

(協議)

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大分県大分市大手町3-1-1

大分県知事 佐藤 樹一郎

乙

## 要求仕様書

# 要求仕様書

## 1 使用目的

OSS 連携システムサーバー、OSS 原本管理サーバー及び OSS 審査用パソコンは、自動車税ワンストップサービス（以下「OSS」という。）の導入に伴い、申告書データの検索やデータ連携のために使用するサーバー及びパソコンである。

また、軽油引取税県配布システムサーバーは、軽油流通情報管理システムとデータの連携を行うサーバーである。

## 2 借入物品及び数量

借入物品及び数量は、次のとおりであり、その機器構成は別紙 1 のとおり。

OSS 連携システムサーバー等一式

（内訳）

・ OSS 連携システムサーバー	1 台
・ OSS 原本管理サーバー	1 台
・ 軽油引取税県配布システムサーバー	1 台
・ 無停電電源装置（UPS）	2 台
・ OSS 審査用パソコン等	2 台

## 3 納入期限及び納入場所

2 の借入物品を、令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）までに次の場所に納入すること。  
落札決定した後、速やかに納入スケジュールを作成し担当者の承認を得ること。

納入先

〒 8 7 0 - 8 5 0 1

住所：大分県大分市大手町 3 - 1 - 1 大分県庁舎本館 5 階

大分県総務部税務課分室

電話：0 9 7 - 5 0 6 - 2 3 9 2

## 4 物品の仕様

### (1) 機能、性能等に関する仕様

別紙 1 で指定するソフトウェアが問題なく動作するとともに、別紙 2 「機能性能等に関する仕様」を満たしているものであること。

### (2) 機能、性能等以外の仕様

サーバー、パソコン及び周辺機器は、全て新品で製造者が販売している純正品を納品すること。  
ただし、製造者が販売していない周辺機器については別途税務課電算班職員の承認を得ること。

## 5 納品時における機器設置及び環境設定

- (1) 納入した全ての機器・装置を使用可能な状態で設置するとともに、納入した全てのソフトウェアをインストールし必要な環境設定を行うこと。
- (2) 上記(1)の作業詳細については別添「設置設定作業条件書」のとおり。

## 6 貸借期間中における機器の補償及び保守

- (1) 納入した全ての機器・装置を常時正常に動作するよう保守を行うこと。
- (2) 保守条件の詳細については別添「保守条件書」のとおり。

## 7 その他

サーバーについては、大分県が必要と判断した場合、別紙1に示すソフトウェア以外のソフトウェアをインストールして使用することを了承すること

(別紙1) 構成機器等の内訳

1. ハードウェア

品名	数量	備考
1 OSS連携システムサーバー	1	LTO8ドライブ付き
2 OSS原本管理サーバー	1	LTO8ドライブ付き
3 軽油引取税県配布システムサーバー	1	LTO8ドライブ付き
4 無停電電源装置(UPS)	2	Dual port シリアルインタフェース拡張カード(富士通製 PY-UPS02)を使用すること
5 OSS審査用パソコン	2	
6 共通周辺機器 ・Dual port シリアルインタフェース拡張カード ・監視表示灯(テキスト音声合成対応)	1 1 1	【同等品不可】富士通製 PY-UPS02 【例 示 品】株式会社パトライト製 NHV4

2. ソフトウェア

品名	メーカー名	数量	備考
① Microsoft Windows Sever 2025 Standard	Microsoft	3	プレインストール可(インストールメディアもしくはリカバリディスクを添付すること)
② Windows Server 2025 User CAL	Microsoft	230	230ユーザーライセンス
③ Windows 11 Professional (64bit)	Microsoft	3	OSS審査用パソコンはプレインストール可
④ ServerView Suite DVD(Tools)&ドキュメント	富士通	3	
⑤ PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3	APC	3	ライセンス可、作業用インストールメディアを1セット添付すること
⑥ Arcserve Backup 19 for Windows	Arcserve	3	ライセンス可、作業用インストールメディアを1セット添付すること
⑦ Systemwalker Operation Manager Standard Edition メディアパック (64bit) V17	富士通	1	
⑧ Systemwalker Operation Manager Standard Edition プロセッサライセンス	富士通	3	コア総数×0.5(6×0.5) ※原本管理サーバーのみ
⑨ Oracle Database Standard Edition 2 1 Named User Plus License	日本オラクル	10	ユーザーライセンス、作業用インストールメディアを1セット添付すること
⑩ Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024	Microsoft	2	
⑪ DatacloningWizard for Server メディアパック V6.1	富士通	1	
⑫ DatacloningWizard for Server V6.1	富士通	3	

3. 納入場所

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎本館5階 大分県総務部税務課分室

電話番号 097-506-2392

(別紙2)機器性能等に関する仕様

1. OSS連携システムサーバー

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①19インチラックマウント型であること ②サイズは1U以下であること ③既設の富士通製サーバーラック(19インチ40U 製品番号:PG-R6RC1)(以下「既設ラック」という。)に搭載できること ④既設ラックに搭載するために必要な取り付け金具等を添付すること
(2) CPU	①CPUは、Intel® Xeon® E-6325P (3.5GHz/4コア/12MB)相当以上の処理性能を有すること
(3) メモリ	①メインメモリは、16GB以上であること
(4) ハードディスク	①論理容量600GB(2.5インチ、SAS、10000rpm)以上の容量を持つディスク装置2台を内蔵すること ②①のディスク装置はHot Plug対応とすること ③①のディスク装置2台でハードウェアRAID1構成すること
(5) LTO8ドライブ	①SASインターフェイスのLTO8ドライブであること ②①のLTO8ドライブを本契約で導入するサーバー本体に内蔵しない場合は、既設キャビネット(富士通製型式PY-B052A7)に搭載できる機器形状とし、その際はサーバーとの接続に必要なケーブル等を添付すること。 ③②の場合のキャビネットは1U以下であること ④Ultrium7データカートリッジ6TB2巻及びUltrium1クリーニングカートリッジ1巻を添付すること
(6) インターフェイス	以下の外部機器を接続するためのインターフェイスを内蔵すること
ネットワーク用	①1000BASE-TX対応のLANインターフェイスをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
ディスプレイ用	②既設のディスプレイ/キーボード切替器(PY-KVAA162)(以下「KVMスイッチ」という。)と接続できるディスプレイ用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
キーボード用	③既設のKVMスイッチと接続できるキーボード用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
マウス用	④既設のKVMスイッチと接続できるマウス用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
USB機器用	⑤サーバー本体の前面にUSBポート(Ver.3.1)を2基以上内蔵すること ⑥⑤のUSBポートは③、④と同時使用が可能であること
電源制御用	⑦既設の無停電電源装置(UPS)及び「PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3」で停電時のシャットダウン処理とスケジュール運転を行うための電源制御用のポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
(7) 内蔵電源装置	①入力電源は単相100V 60Hzであること
(8) その他	①KVMスイッチに接続するためのKVMケーブル(富士通製、型名:PY-CBKAU11)及びツイストペアケーブルを各1本準備すること

2. OSS原本管理サーバー

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①19インチラックマウント型であること ②サイズは1U以下であること ③既設の富士通製サーバーラック(19インチ40U 製品番号:PG-R6RC1)(以下「既設ラック」という。)に搭載できること ④既設ラックに搭載するために必要な取り付け金具等を添付すること
(2) CPU	①CPUは、Intel® Xeon® E-6349P (3.6GHz/6コア/18MB)相当以上の処理性能を有すること
(3) メモリ	①メインメモリは、32GB以上であること
(4) ハードディスク	①論理容量4.8TB(2.5インチ、SAS、10000rpm)以上の容量を持つディスク装置2台を内蔵すること ②①のディスク装置はHot Plug対応とすること ③①のディスク装置2台でハードウェアRAID1構成すること
(5) LTO8ドライブ	①SASインターフェイスのLTO8ドライブであること ②①のLTO8ドライブを本契約で導入するサーバー本体に内蔵しない場合は、既設キャビネット(富士通製型式PY-B052A7)に搭載できる機器形状とし、その際はサーバーとの接続に必要なケーブル等を添付すること。 ③②の場合のキャビネットは1U以下であること ④Ultrium7データカートリッジ6TB2巻及びUltrium1クリーニングカートリッジ1巻を添付すること
(6) インターフェイス	以下の外部機器を接続するためのインターフェイスを内蔵すること
ネットワーク用	①1000BASE-TX対応のLANインターフェイスをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
ディスプレイ用	②既設のディスプレイ/キーボード切替器(PY-KVAA162)(以下「KVMスイッチ」という。)と接続できるディスプレイ用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
キーボード用	③既設のKVMスイッチと接続できるキーボード用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
マウス用	④既設のKVMスイッチと接続できるマウス用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
USB機器用	⑤サーバー本体の前面にUSBポート(Ver.3.1)を2基以上内蔵すること ⑥⑤のUSBポートは③、④と同時使用が可能であること
電源制御用	⑦既設の無停電電源装置(UPS)及び「PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3」で停電時のシャットダウン処理とスケジュール運転を行うための電源制御用のポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
(7) 内蔵電源装置	①入力電源は単相100V 60Hzであること
(8) その他	①KVMスイッチに接続するためのKVMケーブル(富士通製、型名:PY-CBKAU11)及びツイストペアケーブルを各1本準備すること

(別紙2) 機器性能等に関する仕様

3. 軽油引取税県配布システムサーバー

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①19インチラックマウント型であること ②サイズは1U以下であること ③既設の富士通製サーバーラック(19インチ40U 製品型番:PG-R6RC1)(以下「既設ラック」という。)に搭載できること ④既設ラックに搭載するために必要な取り付け金具等を添付すること
(2) CPU	①CPUは、Intel® Xeon® E-6369P (3.3GHz/8コア/24MB)相当以上の処理性能を有すること
(3) メモリ	①メインメモリは、32GB以上であること
(4) ハードディスク	①論理容量1.2TB(2.5インチ、SAS、10000rpm)以上の容量を持つディスク装置2台を内蔵すること ②①のディスク装置はHot Plug対応とすること ③①のディスク装置2台でハードウェアRAID1構成すること
(5) LTO8ドライブ	①SASインターフェイスのLTO8ドライブであること ②①のLTO8ドライブを本契約で導入するサーバー本体に内蔵しない場合は、既設キャビネット(富士通製型式PY-B052A7)に搭載できる機器形状とし、その際はサーバーとの接続に必要なケーブル等を添付すること。 ③②の場合のキャビネットは1U以下であること ④Ultrium7データカートリッジ6TB2巻及びUltrium1クリーニングカートリッジ1巻を添付すること
(6) インターフェイス	以下の外部機器を接続するためのインターフェイスを内蔵すること
ネットワーク用	①1000BASE-TX対応のLANインターフェイスをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
ディスプレイ用	②既設のディスプレイ/キーボード切替器 (PY-KVAA162) (以下「KVMスイッチ」という。)と接続できるディスプレイ用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
キーボード用	③既設のKVMスイッチと接続できるキーボード用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
マウス用	④既設のKVMスイッチと接続できるマウス用ポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
USB機器用	⑤サーバー本体の前面にUSBポート(Ver3.1)を2基以上内蔵すること ⑥⑤のUSBポートは③、④と同時に使用が可能であること
電源制御用	⑦既設の無停電電源装置(UPS)及び「PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3」で停電時のシャットダウン処理とスケジュール運転を行うための電源制御用のポートをサーバー本体の背面に1基以上内蔵すること
(7) 内蔵電源装置	①入力電源は単相100V 60Hzであること
(8) その他	①KVMスイッチに接続するためのKVMケーブル (富士通製、型名:PY-CBKAU11)及びツイストペアケーブルを各1本準備すること

4. 無停電電源装置(UPS)

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①19インチラックマウント型であること ②サイズは2U以下であること ③既設の富士通製サーバーラック(19インチ40U 製品型番:PG-R6RC1)(以下「既設ラック」という。)に搭載できること ④既設ラックに搭載するために必要な取り付け金具等を添付すること
(2) 機能	①「PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3」で停電時のシャットダウン処理とスケジュール運転が行えること ②UPS2台のうち1台は、①を行うための電源制御用ポートを2基以上内蔵すること
(3) 最大出力容量	①最大出力容量は1500VA/1200W以上であること
(4) 入力電源	①入力電源は単相100V 60Hz
(5) 出力コンセント	①3P(並行2P、アース付き)の端子を4以上有すること
(6) その他	①電源制御用ポートと本契約で導入する各サーバーを接続するためのケーブルを添付すること

5. OSS審査用パソコン

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①形状は省スペースデスクトップ型パソコンであること ②本体外形寸法は、幅70mm以内、奥行200mm以内、高さ190mm以内(縦置き時)であること ③上記②の寸法は、縦置きスタンド等の突起物を含まないものであること
(2) CPU	①CPUは、インテル®Core™i5-14400T相当以上の処理性能を有すること
(3) メインメモリ	①メインメモリは、16GB以上であること
(4) サウンド機能	①PCM音源等のオーディオ機能を有すること ②ヘッドホン端子を有すること
(5) ストレージ	①256GB以上の容量を持つフラッシュメモリディスク(SSD)を本体に内蔵していること
(6) ディスプレイ	①23.8型ワイドカラー液晶パネルであること ②解像度は1920×1080ドット以上で、1677万色以上の表示能力を有すること ③画面角度調整が可能であること
(7) キーボード	①OADG準拠の109型キーかつテンキー・ファンクションキー・カーソルキーを有すること
(8) マウス	①画面上の操作を問題なく行えるUSB接続のマウスであること ②スクロール機能を有すること
(9) LANインターフェイス	①1000BASE-T対応のLANインターフェイスを内蔵していること
(10) USBポート	①USB2.0に準拠したUSBポートを3つ以上、またUSB3.0に準拠したUSBポートを2つ以上有すること ②上記①のUSBポートが1つ以上本体前面に存在すること
(11) その他	①省エネ法に基づくエネルギー消費効率(2022年度基準)が15区分35.8kWh/年(A4)以下であること ②付属しているデバイスがMicrosoft Windows11上で正常に動作するためのドライバを添付すること

(別紙2)機器性能等に関する仕様

6. Dual port シリアルインタフェース拡張カード

仕様項目	仕様内容
(1) 型式等	①富士通製型式PY-UPS02であること。 ②同等品不可とする。 ③本拡張カードと本契約で導入するサーバーを接続するための制御ケーブルは、「PowerChute Serial Shutdown for Business v1.3」に添付のものを使用すること。

6. 監視表示灯

仕様項目	仕様内容
(1) 形状	①回転灯またはLEDが点滅する機構を備えていること ②回転灯またはLED発光部の直径はφ40以上であること ③回転灯またはLEDは赤色を備えること ④回転灯またはLEDは赤色・黄色・緑の3色を備えること
(2) ブザー	①回転灯またはLEDと連動して警告音が鳴る機能を備えること ②スピーカーは内蔵型であること ③音量の調整が可能であること ④音声の出力が可能であること。
(3) インターフェイス	①100BASE-TX対応のLANインターフェイスを本体に1基以上内蔵すること
(4) 内蔵電源装置	①入力電源は単相100V 60Hzであること
(5) その他	①本機と同時に調達するサーバーに標準で搭載されている異常監視ソフトウェアと連動し、監視ソフトウェアが異常を検知した際に回転灯またはLEDおよび警報音により異常を通知できること ②上記サーバとのLAN接続が可能であること

設置・設定作業条件書

# 設置・設定作業条件書

## 1 作業スケジュール

要求仕様書別紙1のハードウェアに掲げる OSS 連携システムサーバー、OSS 原本管理サーバー、軽油引取税県配布システムサーバー及び OSS 審査用パソコン（以下「OSS 連携システムサーバー等」という。）の設置・設定作業にあたっては、設置担当者があらかじめ作業スケジュールを作成し税務課の承認を得ること。

## 2 標識（シール）作成・貼付

税務課が別途提示する情報に基づき、管理番号、IPアドレスを表記した標識（シール）を作成し OSS 連携システムサーバー等貼付すること。（標識の形状、貼付箇所等については別途指示する。）

## 3 OSS 連携システムサーバー等の設定・設置作業内容

### (1) 共通事項

ア OSS 連携システムサーバー等のうち、OSS 連携システムサーバー、OSS 原本管理サーバー及び軽油引取税県配布システムサーバー（以下「サーバー」という。）を既設の富士通製サーバーラック（19 インチ 40U 製品型番：PG-R6RC1）に取り付け、「要求仕様書」3の納入場所に利用可能な状態で設置すること。

イ 上記アにより設置したサーバー及び OSS 審査用パソコンに、要求仕様書別紙1に掲げるソフトウェアをソフトウェア適用表(表1)に従いインストールするとともに税務課が別途準備する大分県指定のセキュリティ対策ソフトをインストールし、正常に動作することを確認すること。（ハードディスクの区画等の詳細設定については別途指示）

(表1) ソフトウェア適用表

機器名称	要求仕様書記載番号
OSS 連携システムサーバー	①、④、⑤、⑥、⑨、⑫
OSS 原本管理サーバー	①、④、⑤、⑥、⑧、⑫
軽油引取税県配布システムサーバー	①、③、④、⑤、⑥、⑫
OSS 審査用パソコン	③、⑩

- ウ 上記イによりインストールしたソフトウェアについて、運用に必要な設定を行うとともに、各ソフトウェアメーカーから提供される最新のセキュリティパッチを適用すること。（設定内容の詳細については別途指示）
- エ LAN ケーブルの両端及び電源コンセントに、各サーバー名が判別できるタグを取りつけること。

## (2) OSS 連携システムサーバーに関する事項

- ア OSS 連携サーバー内のデータ領域を、OSS 連携サーバーの LTO ドライブに毎日 1 回自動バックアップするため、データバックアップソフトウェア Arcserve Backup 19.0 for Windows（以下「Arcserve」という。）の設定を行うとともに、障害時の復元テストを行うこと。
- イ OSS 連携サーバーの LTO ドライブにより Ultrium7 データカートリッジに書き込まれたバックアップファイルから、データを復元するための復元手順書を作成すること。
- ウ OSS 連携サーバーの設置後に、税務課が別途設置している転送中継サーバーとの通信確認を行うこと。
- エ 現行サーバとの移行にあたっては、現行サーバの設定の調査・棚卸しを行い、新環境へ引き継ぐこと。ただし、OSS 連携システムは除く。また、新環境へ引き継がない項目（OS バージョン依存の廃止機能等）がある場合は、事前に代替案を提示し承認を得ること

## (3) OSS 原本管理サーバーに関する事項

- ア ActiveDirectory、富士通製の運用自動化ソフトウェア System walker Operation Manager(以下「Operation Manager」という。)及び共有フォルダのシャドウコピーの設定の環境設定を行うこと。
- イ FTP サーバーの設定を行うこと。（PASSIV モードの設定も行うこと。）
- ウ Operation Manager の環境の設定ファイル等を、毎日 1 回、税務課が指定するフォルダに保存するように、Operation Manager の設定を行うとともに、手順書を作成すること。
- エ OSS 原本管理サーバー内のデータ領域を、OSS 原本管理サーバーの LTO ドライブに毎日 1 回自動バックアップするため、データバックアップソフトウェア Arcserve Backup 19.0 for Windows（以下「Arcserve」という。）の設定を行うとともに、障害時の復元テストを行うこと。
- オ OSS 原本管理サーバーの LTO ドライブにより Ultrium7 データカートリッジに書き込まれたバックアップファイルから、データを復元するための復元手順書を作成すること。

カ OSS 原本管理サーバーの設置後に、税務課が別途設置している転送中継サーバーとの通信確認を行うこと。

キ 現行サーバーとの移行にあたっては、現行サーバーの設定の調査・棚卸しを行い、新環境へ引き継ぐこと。ただし、他に新環境へ引き継げない項目（OSバージョン依存の廃止機能等）がある場合は、事前に代替案を提示し承認を得ること。

#### (4) 軽油引取税県配布システムサーバーに関する事項

ア ActiveDirectory 及び共有フォルダのシャドウコピーの設定の環境設定を行うこと。

イ Hyper-V 機能を利用し、仮想マシンを作成すること。また、仮想マシンに Windows 11 OS をセットアップすること。

ウ 税務課が提供する軽油引取税県配布システムを仮想環境内に移設すること。

エ 軽油引取税県配布システムサーバー内のデータ領域を、軽油引取税県配布システムサーバーの LTO ドライブに毎日1回自動バックアップするため、データバックアップソフトウェア Arcserve Backup 19.0 for Windows（以下「Arcserve」という。）の設定を行うとともに、障害時の復元テストを行うこと。

オ 軽油引取税県配布システムサーバーの LTO ドライブにより Ultrium7 データカートリッジに書き込まれたバックアップファイルから、データを復元するための復元手順書を作成すること。

カ 現行サーバーとの移行にあたっては、現行サーバーの設定の調査・棚卸しを行い、新環境へ引き継ぐこと。ただし、軽油引取税県配布システムを除く。また、新環境へ引き継げない項目（OSバージョン依存の廃止機能等）がある場合は、事前に代替案を提示し承認を得ること。

#### (5) リカバリーUSBの作成に関する事項

ア 上記(1)から(4)によりインストール及び設定変更した内容について、それぞれ税務課の検証を受け、当該内容の承認後に「要求仕様書」別紙1「機器構成」の「2. ソフトウェア」に掲げるディスクイメージ作成ソフトウェア Datacloning Wizard により作成すること。

イ システム領域のディスクイメージを作成し、リカバリーUSBの作成は上記(2)から(4)のサーバーそれぞれ正副2部作成すること。

ウ リカバリーUSBの作成及び復元の手順書を作成すること。

#### (6) その他

上記(1)から(4)のインストール作業及び設定後、既存 OSS 連携システムサーバー等内に存在する全てのデータ（OSS 連携システム及び軽油引取税配布システムを除く）について、本契約で調達する OSS 連携システムサーバー等に移行すること。

#### 4 業務完了報告等

上記3の全ての作業が完了した後、税務課職員立会のうえ、OSS 連携システムサーバー等の動作確認を実施し、別紙「作業完了報告書」に立会職員の検収印を受領後、税務課に提出すること。

(別紙)

## 作業完了報告書

令和 年 月 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(住 所)

(会社名)

(代表者)

印

下記のとおり、作業を完了したので報告します。

作 業 日	令和 年 月 日 ( )	
作 業 名 称	OSS 連携システムサーバー等の設置設定作業	
作業担当者		
設定・動作確認	OSS 連携システムサーバー	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 動作
	OSS 原本管理サーバー	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 動作
	軽油引取税県配布システムサーバー	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 動作
	OSS 審査用パソコン	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 動作
	特記事項	
作業完了確認	上記の作業について、動作等を確認しました。	
	令和 年 月 日	
	(立会者)	
	(所属名) 税務課	
	(職 名)	
	(氏 名)	
		印

## 保守条件書

# 保守条件書

## 1 保守対象及び内容

### (1) 保守対象

「要求仕様書」別紙1に掲げる全てのハードウェアとする。なお、無停電電源装置についてはバッテリーも保守の対象とする。

### (2) 保守内容

- ア 保守対象機器の修理及び部品交換
- イ 年1回の機器に係る清掃点検作業

### (3) その他

保守作業後、「要求仕様書」別紙1に掲げるソフトウェアが正常に動作することを確認すること。

## 2 業務の時間

大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）とする。

## 3 保守作業の対応期間及び場所

保守作業は、職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った時間から起算して2時間以内に、OSS連携システムサーバー等の設置場所に訪問し、職員が保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）に保守対応を完了すること。

ただし、連絡日当日の保守作業完了が困難と認められる場合は、税務課と協議のうえ作業期間を延長することができる。

## 4 保守作業経費

故障した機器の原形復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

## 5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく保守業務の対象外とする。

- (1) 大分県の故意又は過失により発生した故障
- (2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障
- (3) 大分県の都合による機器の移設

## 6 保守作業の確認

保守担当業者は、3に掲げる保守業務を終了したときは、大分県の職員の作業終了検査を受け、作業報告書（別添様式）（任意様式も可）を税務課に提出しなければならない。

## 7 機器設置の場所

借入機器は、大分県庁舎本館5階税務課分室内に設置する。

(別添様式)

## 作業報告書

大分県からの連絡日	令和 年 月 日 ( )	連絡者	
保守作業期間	令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )		
対象機器	機器名称		
	管理番号		
保守作業内容	故障の内容		
	復旧作業の内容		
終了年月日	令和 年 月 日 ( )		
上記の作業について、動作を確認しました。 令和 年 月 日 立会者(大分県職員) (所属名) (職 名) (氏 名)			
上記のとおり保守作業を完了したので、報告します。 令和 年 月 日 (住 所) (商 号) (代表者) (報告者) 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿			

## 機密保持及び個人情報保護に関する特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。）（以下「機密情報・個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、人の生命、身体、財産その他の権利利益を害することのないよう、機密情報・個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の取得の範囲と手段)

第3条 乙は、この契約による業務を行うために機密情報・個人情報を取得するときは、利用目的を明示し甲の同意を得た上で、その利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

### (目的外利用及び提供の制限)

第4条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報・個人情報を契約の目的にのみ利用するものとし、本契約期間中はもとより契約を解除又は終了した後といえども、他者へ提供若しくは譲渡し、又は自ら用いる場合であっても他の目的に利用してはならない。ただし、甲の指示又は承諾を得たときは、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第5条 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた機密情報・個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (安全管理措置)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するため収集、作成した機密情報・個人情報又は甲から引き渡された機密情報・個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該機密情報・個人情報の安全な管理に努めなければならない。

2 乙は、甲が同意した場合を除き、前項の機密情報・個人情報を事業所内から持ち出してはならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報に関するデータ（バックアップデータを含む。）の保管場所を日本国内に限定しなければならない。

4 乙は、機密情報・個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、契約時に甲に書面（様式1）で届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様に、変更前に届け出るものとする。

5 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

6 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

7 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他機密、個人情報等の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。また、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

8 乙は、機密情報・個人情報を、その秘匿性等その内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

(1) 金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。

(2) 電子データとして保存及び持ち出す場合は、可能な限り暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとること。

(3) この契約による業務を処理するために情報システムを使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

ア 認証機能を設定する等の情報システムへのアクセスを制御するために必要な措置

イ 情報システムへのアクセスの状況を記録し、その記録を1年間以上保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置

ウ 情報システムへの不正なアクセスの監視のために必要な措置

(4) 保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写又は複製、保管、持ち出し、廃棄等の取扱いの状況等を記録すること。

(5) 盗難・漏えい・改ざんを防止する適切な措置を講じること。

(6) バックアップを定期的に行い、機密情報・個人情報が記載された文書及びそのバックアップに対して定期的に保管状況及びデータ内容の正確性について点検を行うこと。

(返還、廃棄及び消去)

第7条 甲から引き渡された機密情報・個人情報のほか、この契約による業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製した機密情報・個人情報は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、委託業務完了時に、甲の指示に基づいて、前項の機密情報・個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の機密情報・個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では、当該機密情報・個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項の機密情報・個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面（様式2））を甲に提出しなければならない。また、第1項の機密情報・個人情報を取り扱わなかった場合も甲に書面（様式2）により報告しなければならない。

6 乙は、委託業務完了後も第1項の機密情報・個人情報を同一内容の業務を行うために引き続き保有・利用する必要がある場合は、甲に書面（様式3）により申請の上、甲の書面（様式4）

による承認を受けなければならない。

7 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(責任体制の整備)

第8条 乙は、機密情報・個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(業務責任者及び業務従事者の監督)

第9条 乙は、この契約による業務に関して機密情報・個人情報を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、契約時に書面（様式1）で甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様に、変更前に報告するものとする。

2 乙は、業務責任者に、業務従事者が本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、業務従事者に、業務責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者)

第10条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等機密情報・個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による機密情報・個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施)

第11条 乙は、業務責任者及び業務従事者に対し、この契約による業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する教育又は研修を実施しなければならない。

(意見聴取)

第12条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む。）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第13条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他の知的財産権の使用権及び実施権を付与するものでないことを確認する。

(対象外)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報

- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(契約内容の遵守状況の報告)

第15条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、この契約による業務に関する機密情報・個人情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による業務の処理に関して機密情報・個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る機密情報・個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲との協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(監査、調査等)

第17条 甲は、委託契約期間中、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、乙がこの契約による業務において第7条第1項の機密情報・個人情報を取り扱う場合は、委託契約期間中少なくとも1年に1回、乙が処理するこの契約による業務に係る機密情報・個人情報の取扱い状況について、原則として当該作業を行う作業場所において機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る実地検査(書面)報告書(様式5)により監査、調査等(以下「実地検査」という。)をするものとする。

3 甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合は実地検査を書面報告に代えることができる。なお、乙から提出された書面報告の内容に疑義がある場合は、原則として実地検査をするものとする。

(1) 乙がプライバシーマーク又はISMS(JISQ27001(ISO/IEC27001))の認証を取得している場合

(2) 乙の作業場所について、セキュリティ対策として乙の従業員以外の立ち入りを禁止している場合

(3) 乙の作業場所が県外等の遠隔地にある場合

(4) 甲から乙に提供した個人情報について氏名を番号に置き換える等、容易に照合することができない程度の匿名化処置を講じている場合

(5) 乙が要配慮個人情報が含まれる個人情報又は特定個人情報を取り扱わず、かつ、取り扱う

個人情報の人数が100人未満の場合

(6) 契約期間が1箇月以内、かつ、甲が実地検査を行うと納期の遅延をもたらすおそれがある  
場合

(様式1 第6条及び第9条関係)

年 月 日

大分県知事

様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る作業場所及び業務  
責任者・従事者の報告（変更）について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報  
保護に関する特記事項第6条第4項及び第9条第1項に基づき、機密情報・個  
人情報を取り扱う作業場所、業務責任者及び業務従事者について、下記のとおり  
報告します。

記

1 作業場所

--

2 業務責任者

所属・役職	氏名	連絡先

3 業務従事者

所属・役職	氏名

(様式2 第7条関係)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密保持及び個人情報保護に関する特記事項に係る  
機密情報・個人情報の廃棄・消去について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密保持及び個人情報保護に関する特記事項第7条第5項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 甲に帰属する機密情報・個人情報の取扱いの有無 ( 有 ・ 無 )

2 機密情報・個人情報について下記のとおり廃棄・消去

	内容	備考
情報項目		
媒体名		
数量		
廃棄・消去の方法		
責任者		
廃棄・消去年月日		

※1が「無」の場合、2の記載は不要

※廃棄・消去を外部に委託した場合は、その証明書を必ず添付すること。

(様式3)

年 月 日

大分県知事 様

住所又は所在地  
受託者名 氏名又は商号  
代表者氏名

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けで契約を締結した〇〇〇〇事業に係る機密情報・個人情報について、下記のとおり引き続き保有・利用したいため、申請します。

記

1 継続保有・利用の理由	
2 情報項目	
3 業務責任者・作業場所(予定)	
4 保有・利用の継続期間(予定)	

※記載内容は、契約内容に応じて適宜修正すること。

(様式4)

年 月 日

委託業者名 様

大分県知事

機密情報・個人情報の保有・利用の継続について

年 月 日付けにて申請のあった上記の件については承認します。

機密情報・個人情報の取扱いについては「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、必要且つ適正な措置を講ずるようお願いします。

なお、機密情報・個人情報を引き続き保有・利用する必要がなくなった場合は、特記事項第7条第2項に基づき、速やかに機密情報・個人情報を廃棄又は消去し、同条第5項に基づき、廃棄又は消去した旨の証明書を提出するようお願いします。

(様式5)

機密情報・個人情報を取り扱う委託契約に係る 実地 書面 検査報告書

点検項目	確認事項	点検結果	点検内容又は「否」の場合の措置内容
1. 機密情報・個人情報の取得、利用			
(ア)機密情報・個人情報の取得の範囲と手段(特記事項第3条)	・取得するときは、利用目的を明示し県の同意を得ているか ・利用目的に必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しているか	適・否	
(イ)目的外利用及び提供の制限(第4条)	・県が提供した機密情報・個人情報は、契約の目的のみに利用しているか	適・否・対象外	
(ウ)提供した機密情報・個人情報の複写(第5条)	・県の承諾なしに機密情報・個人情報が記録された資料等を複写していないか	適・否・対象外	
2. 機密情報・個人情報の安全管理措置			
(ア)業務を処理する事業所(第6条第2項、第3項)	・県の同意なしに、機密情報・個人情報を事業所内から持ち出していないか ・機密情報・個人情報に関するデータの保管場所を日本国内に限定しているか	適・否	
(イ)機密情報・個人情報を取り扱う場所(作業場所)(第6条第4項)	・作業場所を特定し、あらかじめ県に届け出ているか ・作業場所を変更するときも同様になされているか	適・否	
(ウ)業務処理のためのパソコン及び電子媒体			
①パソコン等の台帳管理(第6条第5項)	・パソコン及び電子媒体を台帳で管理し、県が承諾した場合以外は作業場所から持ち出していないか	適・否	
②私用パソコン等の使用禁止(第6条第6項)	・私用のパソコン等を使用していないか	適・否	
③パソコン等のソフトウェア(第6条第7項)	・パソコン等に導入されたソフトウェアは脆弱性のないものに更新されているか。また、ファイル交換ソフト等機密情報・個人情報の漏えいにつながるおそれのあるソフトウェアがインストールされていないか。	適・否	
(エ)機密情報・個人情報の管理等(第6条第8項)			
①機密情報・個人情報の金庫等での保管(第1号)	・金庫等又は入退室管理可能な保管室で保管しているか	適・否	
②電子データの保存及び持ち出し(第2号)	・電子データとして保存及び持ち出す場合、暗号化処理等の保護措置をとっているか	適・否	
③業務処理のための情報システム使用(第3号)	・業務処理のための情報システムについて、以下の措置が講じられているか。 認証機能によるシステムへのアクセス制御 アクセス状況の記録、保存、分析 不正アクセス監視	適・否	
④保管・管理のための台帳(第4号)	・保管・管理するための台帳を整備し、機密情報・個人情報の受け渡し、使用、複写、保管、持ち出し、廃棄等の状況が記録されているか	適・否	
⑤盗難等の防止(第5号)	・盗難、漏えい、改ざんを防止する適切な措置が講じられているか	適・否	
⑥バックアップ(第6号)	・バックアップが定期的に行われ、機密情報・個人情報が記録された文書及びそのバックアップに対して定期的な点検が行われているか	適・否	
3. 機密情報・個人情報の廃棄及び消去			
(ア)機密情報・個人情報の廃棄・消去(第7条第3項、第4項)	・電子媒体を物理的に破壊する等、判読、復元できないようしているか ・パソコン等にデータ消去用ソフトウェアを使用し、判読、復元できないようしているか	適・否	
(イ)機密情報・個人情報の廃棄証明(第7条第5項)	・機密情報・個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書が提出されているか	適・否	
4. 責任体制の整備			
(ア)業務責任者、業務従事者(第8条、第9条)	・業務責任者及び業務従事者を定め、書面による報告がなされているか ・内部における監督、指示に基づく責任体制が構築されているか	適・否	
(イ)派遣労働者(第10条)	・業務を派遣労働者に行わせている場合、労働者派遣契約書に所定の事項を記載しているか	適・否・対象外	
(ウ)教育の実施(第11条)	・業務責任者及び業務従事者に対して必要な教育が実施されているか	適・否	
5.再委託の有無(委託契約本文)	・再委託を禁止している場合、契約に反して再委託が行われていないか(契約書等で再委託を認めている場合は、事前承認が必要であるにもかかわらず、事前承認なく再委託が行われていないか) ・再委託の条件等について契約書、仕様書に記載がある場合、その内容を満たしているか	適・否・対象外	

年 月 日

(所属又は受託者名)

(報告書作成者職・氏名)